

岐阜県公報

第 四 百 十 七 号
令 和 五 年 八 月 四 日

(金 曜 日)

目 次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通企画課) 三三七^ハ

告 示

総合特別区域法に基づく指定法人の指定
道路の区域変更

(航空宇宙産業課) 三三五
(道路維持課) 三三五

公 示

落札者等に関する公示
県営土地改良事業計画の決定
県営土地改良事業の換地処分
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
土地改良区役員の退任

(環境管理課) 三五六
(農地整備課) 三五六
(同) 三五六
(都市政策課) 三五六
(西濃農林事務所) 三五八

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年八月四日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

岐阜県公安委員会規則第八号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 交通規制等(第一条の二 第五条の五)」を「第一章の二 交通

通規制等(第一条の二 第五条の四)

隔操作型小型車(第五条の五 第五条の七)に、「第四章の二 安全運転管理者等の

車許可(第五条の八)

選任届出等(第十二条の二 第十二条の五)を「第四章の二 安全運転管理者等の選

任届出等(第十二条の二 第十二条の五)

条の六・第十二条の七)に改める。

第五条の五の見出しを削り、同条第三項及び第六項中「別記第一号様式の七」を「別記第一号様式の十」に改め、第一章の二中同条を第五条の八とする。

第五条の四の次に次の一章及び章名を加える。

第一章の三 遠隔操作型小型車

(通知)

第五条の五 法第十五条の三第三項の規定による通知は、遠隔操作型小型車届出番号等通知書(別記第一号様式の七)を交付して行うものとする。

(報告又は資料提出の要求)

第五条の六 法第十五条の五第一項の規定による報告又は資料の提出の文書による要求は、遠隔操作型小型車に係る報告・資料提出要求書(別記第一号様式の八)を使用者に交付して行うものとする。

(使用者に対する指示)

第五条の七 法第十五条の六の規定による指示は、遠隔操作型小型車に係る指示書(別記第一号様式の九)を使用者に交付して行うものとする。

第一章の四 駐車許可

第十一条第三項中「又は原動機付自転車」を「又は一般原動機付自転車」に改める。

第四章の二の次に次の一章を加える。

第四章の三 特定自動運行

(報告又は資料提出の要求)

第十二条の六 法第七十五条の二十五第一項の規定による報告又は資料の提出の文書による要求は、特定自動運行に係る報告・資料提出要求書(別記第五号様式の九)を特定自動運行実施者に交付して行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示)

第十二条の七 法第七十五条の二十六第一項の規定による指示は、特定自動運行に係る指示書(別記第五号様式の十)を特定自動運行実施者に交付して行うものとする。

第十四条第八号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

第十七条第一項中「と」という。()の下に「及び同項第五号に規定する特定取消処分者(以下「特定取消処分者」という。)()を加え、同条第二項中「特定失効者」の下に「及び特定取消処分者」を加え、同項の表岐阜試験場の項を削り、同表東濃試験場の項中「火曜日」を削り、同表備考を次のように改める。

備考 免許試験の期日が次のいずれかに該当する場合には、免許試験を行わない。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

第二十一条の二第二項を次のように改める。

2 法第百四条の四第一項の規定による免許の取消しの申請は、前項の運転者講習センターのほか、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所においても行うことができる。

- 一 現に受けている免許を全て取り消す場合(次号に掲げる場合を除く。)(警察署(警部交番を含む。))
- 二 法第九十一条の二第二項に規定する免許の条件の付与等の申請を併せて行う場合

岐阜試験場

第二十一条の二第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「行う場合」の下に「又は前項第二号の規定により岐阜試験場において免許の取消しの申請を行う場合」を加える。

第二十四条の二の見出しを「(特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令)」に改め、同条中「第百八条の三の五」を「第百八条の三の五第二項」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に、「当該危険行為」を「当該自転車危険行為」に、「危険行為」を「自転車危険行為」に、「第百八条の二第一項第十五号」を「第百八条の二第一項第十六号」に改め、同条第二号中「危険行為」を「自転車危険行為」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

公安委員会は、法第百八条の三の五第一項に規定する危険行為(以下「特定小型原動機付自転車危険行為」という。)をした特定小型原動機付自転車運転者であつて、当該特定小型原動機付自転車危険行為をした日から起算して三年前の日以後に特定小型原動機付自転車危険行為をしたものに対し、次に掲げる場合を除き、三月以内に法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習(以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。)を受講することを命ずるものとする。

- 一 身体の障害等により、特定小型原動機付自転車の運転を行うことができないと認められる場合
- 二 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講後初めてした特定小型原動機付自転車危険行為である場合

別記第一号様式の七中「第5条の5第5号」を「第5条の8第5号」に改め、同様式を別記第一号様式の十とし、別記第一号様式の六の次に次の三様式を加える。

第1号様式の7 (第5条の5関係)

遠隔操作型小型車届出番号等通知書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 印

あなたから届出があつた遠隔操作型小型車に係る事項については、道路交通法第15条の3第3項の規定により、以下のとおり通知します。

なお、遠隔操作型小型車を遠隔操作により道路において通行させる場合は、以下に記載する届出番号等を遠隔操作型小型車の見やすい箇所に表示してください。


届 出 日	年 月 日
遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所 (法人にあつては、その代表者の氏名)	
遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場所	
遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在地及び連絡先並びに遠隔操作のための装置、人員その他の体制	
運送される人又は物の別及び当該人又は物の運送方法	
届 出 番 号	【岐阜県公安委員会】 — —

第1号様式の8 (第5条の6関係)

遠隔操作型小型車に係る報告・資料提出要求書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 

遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における安全な通行を図るため、道路交通法第15条の5第1項の規定により次のとおり報告（資料の提出）を求めます。

遠隔操作型小型車の 使用者の氏名又は名 称及び住所 (法人にあつては、 その代表者の氏名)	
届 出 事 項	
要 求 事 項	

第1号様式の9（第5条の7関係）

遠隔操作型小型車に係る指示書

様

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
氏名又は名称	
届 出 番 号	【岐阜県公安委員会】 — —
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付するものとする。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。


別記第五号様式の八の次に次の二様式を加える。

第5号様式の9（第12条の6関係）

特定自動運行に係る報告・資料提出要求書

年 月 日

様

岐阜県公安委員会 

特定自動運行の道路における安全な通行を図るため、道路交通法第75条の25第1項の規定により次のとおり報告（資料の提出）を求めます。

特定自動運行を行う者の氏名又は名称及び住所 （法人にあつては、その代表者の氏名並びに役員の氏名及び住所）	
特定自動運行計画	
要 求 事 項	

第 5 号様式の 10 (第 12 条の 7 関係)

特定自動運行に係る指示書

様

年 月 日

岐阜県公安委員会 印

道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。

住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

備考 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付するものとする。

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百三十九号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指 定 年 月 日	令和五・七・一一	指 定 有 効 期 限	令和六・三・三一
誠和工業株式会社	各務原市上戸町七丁目一番地の二二				

岐阜県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年八月四日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

県道	瑞大 西線	瑞浪市日吉町字町裏九一 二一番一二地先から 同市同町字本林一九 四八番六地先まで	前	六・三 二四・八	二〇・三
			後	一〇・三 二五・七	一〇・三

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 公害発生源管理システム再構築・運用及び保守業務 一 式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第14条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和5年6月27日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市橋本町2 8 瀬飛ニッセイビル
富士通Japan株式会社 東海公共ビジネス部
部長 馬淵 正人
- 6 契約金額 33,880,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県環境生活部環境管理課大気環境係
(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の地区に係る県営土地改良事業の計画を定め、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
曾代用水六期地区	美 濃 市 役 所	同 令 和 五 ・ 九 ・ 八 ・ 四 四 まで

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業小泉地区の換地処分を令和五年七月十九日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 恵那市
- 二 調査を行った地域 恵那市明智町大田の一部（大田4）

- 三 調査を行った期間
平成三十年五月から令和四年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
恵那市（明智町大田の一部）の地籍図
恵那市（明智町大田の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和五年七月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
土岐市
- 二 調査を行った地域
土岐市肥田町の一部（肥田第5）
- 三 調査を行った期間
平成二十九年二月から令和四年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
土岐市（肥田町の一部）の地籍図
土岐市（肥田町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和五年七月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
土岐市
- 二 調査を行った地域
土岐市肥田町の一部（肥田第6）
- 三 調査を行った期間
平成二十九年二月から令和四年三月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
土岐市（肥田町の一部）の地籍図
土岐市（肥田町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
令和五年七月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
下呂市
- 二 調査を行った地域
下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）
- 三 調査を行った期間
平成二十九年一月から令和四年十月まで
- 四 地図及び簿冊の名称
下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図
下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

下呂市小坂町長瀬の一部（長瀬）

三 調査を行った期間

平成三十年十二月から令和四年十月まで

四 地図及び簿冊の名称

下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍図

下呂市（小坂町長瀬の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

加茂郡東白川村大字越原の一部（日向）

三 調査を行った期間

令和二年七月から令和四年八月まで

四 地図及び簿冊の名称

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

令和五年七月二十日

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和五年八月四日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住 所
高須輪中土地改良区	令和五年七月二十日	理事	後藤 昭	海津市海津町福江 三四〇番地

令和五年八月四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社